

2025. 1. 28 第60回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第60回口頭弁論期日でした。長い長い裁判になっています。

さて、前回の期日は、昨年11月7日でした。それから、本日までの、動きを振り返りますと、11月7日に福島第一原発の2号機で、溶融した核燃料（デブリ）の一部を初めて取り出しに成功したと東電が発表しました。3グラム程度です。これでは、推計で880トンにもなるデブリを全部回収できるのはいつになるかわかりません。40年で廃炉という目標の達成は無理だと考えられます。

11月13日には、日本原電の敦賀2号機について、原子力規制委員会が、原子炉建屋直下に活断層がある可能性を否定できないとして、審査不合格と正式に発表しました。原子炉建屋直下に活断層がある可能性は、浜岡原発でも同様です。私たちは、訴訟で、敷地内にA17の活断層があると主張しています。そして、それは、中部電力が言っているH断層系の断層とは全く異なるもので、南北に走る逆断層です。しかし、中部電力は、H断層系以外の断層はないと主張し、12月16日から17日にかけて、原子力規制委員会の現地調査をした際、原発敷地から北に約1キロのトレンチを見せて、H断層系と同じ断層であり、その断層の上に約13万年前の阿蘇山の火山灰が見つかっているとして、その後の活動はないと説明したようです。私たちが主張しているA17断層につながる箇所をトレンチで調査することなく、H断層系だけしかないという主張を押し通そうとしているのは、納得がいきません。

11月27日には、仙台高裁が、女川原発について、運転差止めを求めた住民側の控訴を棄却しました。住民側は、避難計画に実行性がないということを理由として訴えていましたが、高裁は、「避難計画に従った段階的避難が不可能で一斉避難を余儀なくされたり、避難経路が利用不可能になったりすることが具体的に起きると立証していない。」などとして、訴えを退けたのです。納得できない判決です。

そして、12月17日に、経済産業省は、新しいエネルギー基本計画の素案を示しました。電力の需要が増えるとして、これまでの「原発依存度を可能な限り低減する」という方針を、国民的な議論がないままに逆転し、原発に依存する方向へ舵を切った内容になっているもので納得できません。

訴訟では、前回の口頭弁論で、私たちが、請求の趣旨の一部を取り下げることについて、中部電力が、それを認めるということ述べました。そして、

中部電力は、基準津波の策定についての具体的な主張をしました。基準津波が2.5メートルとする中部電力の判断を規制委員会がおおむね妥当として受け入れたことで、やっと、訴訟でも具体的な主張をしたということでしょう。中部電力の、「訴訟軽視」という基本的な姿勢が表れているものです。

基準地震動、基準津波に見合った防潮堤、建屋や配管の耐震工事についての具体的な主張は、規制委員会の審査が済んでからになるということでしょう。つぎはぎだらけの工作物が強い地震動に耐えられるとは考えられませんが、規制委員会の審査が済んでからというのではなく、訴訟の場で議論できるよう、早く、具体的な主張をしてもらいたいものです。

規制委員会の審査は裁判とは違い、対立構造での審理ではありません。規制委員会の委員は政府により選任されますから、その結論が中立的である保証はありません。その結論が国民の利益に資するものとならないこともありえるのではないのでしょうか。原子力発電所の安全性について、中立公平な立場で判断できる裁判所の役割は大事です。裁判所の判断が行政庁の判断に劣後することはあってはならないことです。

弁護士 鈴木 敏 弘